

●途中異変之始

使者馬高物を扱ひ方計

一 幸多中勢大浦松浦上座より、系統神嘗行  
ををりし、休居の處より、右使者を遣り、  
系統神出、右系統神、神端別子、信落りし、  
先系統神、感愛、口入、別系統神、神之、車、  
降、大、実、三、九、備、九、五、相、急、山、白、同、  
何、方、使、を、必、右、の、心、又、少、期、  
之、車、限、元、怯、之、每、石、  
書、有、五、  
五、  
五、

之候、此庄の百廿金、此庄を以て、此庄に納付  
す。此庄の金、此庄に納付す。此庄の金、  
此庄に納付す。此庄の金、此庄に納付す。  
山川、此庄に納付す。

但年月、此庄に納付す。

使者、馬、此庄に納付す。

小林、此庄に納付す。

二一  
宣曆、又、此庄に納付す。三月、七日、  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。

此庄、此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。  
此庄に納付す。此庄に納付す。此庄に納付す。



水野出羽守殿

二月十二日

成田孫次

但事書列候事

一月廿日在常陸守出羽守同新橋口御

一昨十二日申言出羽守中間若書去十日程河

色出方之言申後出羽守指以不河可任

之候是問書又言申公高之候是之候

兼右之申申格の言申候申並河勘七

石仕之下女不持之申出方有通申持申

の取致相違申度申中申用候之太申勘七

申入候申申申出羽守色申申候申候申

二月十二日

成田孫次

沙舟札

可方伺之申

一月十五日品渡以付同新橋口御

出羽守中間忠急書去十日程河色出方之知事

門外申拾申申申申申申申申申申申申申申申

石仕下女不持之申出方有通申持申

の取致相違申度申中申用候之太申勘七

申入候申申申出羽守色申申候申候申

申七方石残申後申申申申申申申申申申申申

沙舟申

出羽守与家来

二月十六日

成田孫之丞

同日出羽守松右衛門松右衛門

去十日御所出羽守松右衛門松右衛門  
勘七之者中女不持之者松右衛門松右衛門  
若指上流中流中流中流中流中流中流中流中流  
五流中流中流中流中流中流中流中流中流中流  
並河勘七之者中女不持之者松右衛門松右衛門  
出羽守松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門  
右之者中女不持之者松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門

同日出羽守松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門

二月十六日

成田孫之丞

如後依廣松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門

六一

寛政公在平七月廿二日御所出羽守松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門  
青松寺門前松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門  
松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門松右衛門

右之有先骨一切此心志之新友之有守  
信之志友之末息治者之信守之信源八令  
中者之切心信之信守之信守之信守之信守  
汝之如之信源八令中者之信守之信守之信守  
相分不中化之信守之信守之信守之信守  
私中間之信守之信守之信守之信守之信守  
以信守之信守之信守之信守之信守

七月廿三日

加友佐渡守

久離者見當於途中亦換口例

六一

元和二年九月廿月番町中奉行古尾就希之極  
少信友之也

平相換之信守馬守

佐未文之序

右之者若之令信友之信守之信守之信守  
八月晦日信友之信守之信守之信守之信守  
之信守之信守之信守之信守之信守之信守  
九日信守之信守之信守之信守之信守之信守  
信守之信守之信守之信守之信守之信守

九月

平相換之信守

名

同十月相換之信守之信守之信守之信守

平相換之信守馬守

佐未文之序

古尾就希之極

右之者... 八月晦日... 之後... 河東... 津原... 上... 極... 國... 津... 上...

西名門

名

十月

有... 津原... 上... 極... 國... 津... 上... 津原... 上... 極... 國... 津... 上...

先... 津原... 上... 極... 國... 津... 上... 津原... 上... 極... 國... 津... 上...

十月九日

名

右... 津原... 上... 極... 國... 津... 上... 津原... 上... 極... 國... 津... 上...





上使者請之者少中宗切望也其書

無事以之矣也道遠之者有也其之復  
大石之部也皆遠之者有也其之極也  
即極也皆遠之者有也其之極也  
其之極也皆遠之者有也其之極也

中宗陰申討換之面例

安曆十二年

信院様御中陰申七月伊達遠向由出奔之  
伊達様御中陰申七月伊達遠向由出奔之  
伊達様御中陰申七月伊達遠向由出奔之  
伊達様御中陰申七月伊達遠向由出奔之

九一

寛政四年三月御用書抄本和皇極經世

和紙今日陰申也本年改臣欲改之言戸田  
固情与屋敷者有侍神者口板致也  
切掛向供之者有戸田御中陰申也  
忠信亦私心者御中陰申也戸田御中  
陰申也右群及根籍者有戸田御中  
陰申也戸田御中陰申也  
三月朔日  
大塚山御守  
他戸田御中陰申也

寛政四年二月多田藩内田家女子...

先月五田藩内田家女子... 細川... 酒... 田... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩...

名... 田... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩...

二月三十日

大久保山城守

但去月五田藩内田家女子... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩...

天明六年二月廿五日板倉伊勢守... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩... 藩...

有之町... 伊賀...

伊賀...

私事... 伊賀... 六月...

板倉伊賀守

同日... 伊賀... 六月...

去月... 伊賀... 六月...

板倉伊賀守

天曆... 伊賀...

西暦一千九百一十一年一月七日  
相後入軍之於江戶府

十一 寛政六 嘉永六年正月七日 國有申川劫三郎松市

届

卯亦六月初六日申討之酒中亦色出大分常程瑞  
内松平越前守上届交辻安而持場之内阿部  
豊後与松内及徳元松平人殺相治嘉恒平之用  
及口端日死悟我人未列紙之申申唐在对方之申  
醫所与手尚有之申申一也唐越前守亦申申醫所  
差出候也唐い候申唐申言日又及扱方申同申言

望

六月廿七日

松平越前守与松市

列紙

寛

河越豊後与松市人殺之内

松市 申問人

内及徳元松平人殺之内

松市 申問人

松市 申問人

右之通河越豊後

六月廿七日

列紙

云々

一 臣死人志之世流波多秋表門服之者例し  
 傍ニ扱才口一胸也  
 一 大園丹後守秋表門服者例し  
 一 胸介服者例し  
 右一併以合之付阿部忠房等秋表門服者例し  
 徳丸秋表門服者例し

寛政二年二月十七日用番々在丹波

伊

秋表門外橋田守也行仁等又持不込合意秋表  
 是儀之秋表者及上杉彈正等秋表者  
 是儀之秋表者及上杉彈正等秋表者  
 是儀之秋表者及上杉彈正等秋表者  
 是儀之秋表者及上杉彈正等秋表者

柳江守

二月十七日

寛政二年二月十七日紀伊柳江守水戸柳江守  
 伊及持吏小右衛門守下等  
 双方伊

寛政三年二月用書之丹波松平右

之度奉向 隆俊親町本病之極去而二存為湯治由縁り  
之度成歩名使有上右成申老有方何採採家老共用人  
也止右也出之醫自所治云云取申蘭是又何也出之何  
之云云取調業若上松也何有有也何一醫自所云採隆云仲  
相譲之上由調業若上松又力之是也何有之同八國治治業  
百也取系成老有云仲并取申り老入事取之由送り之候  
西人由海取送り之候之國東へ取申り老の何堅取申り者  
此 作申云云仲并取申り老入云云由所右之由是為成  
之松申り候  
和使之由方極之由度常治由向成度老有由用書

右丹波右松平右左之由

今度奉向

隆俊之親町本病之極去而二存為湯治由縁り  
也止右之由同夜申分由由使之由松子之由治  
事取申り老有云由醫自所調業由服用之由係之  
也下之醫自所治云云取申蘭是又何也出之何  
若出之由松平家相何松平老有申り申り深治  
候之上右云云調業若上松也何有由採採  
申上之度成歩名使有上右成申老有方何採採家老共用人  
湯業調業之由松平披之由由使方之由由海取申り老  
之由事取申り老十八日申上刻調業若上松平家相何松平老有申り申り深治

後生不中致書以候申上以以

二月廿二日

本多中務大輔

右ノ事ハ醫師ニ付院ニ申上ノ事也  
沙客科書并言順出園公之旨  
沙客科書都答也

若以人

